

家庭用ガス温水床暖房契約

<<ゆかたん料金>>

(選択約款)

平成28年4月1日

桜井ガス株式会社

	目	次	
1. 目 的		2
2. 選択約款の届出および変更		2
3. 用語の定義		2
4. 適用条件		2
5. 契約の成立		2
6. 使用量の算定		3
7. 料 金		3
8. 単位料金の調整		4
9. 割引制度について		5
10. 精算について		5
11. 設置確認について		5
12. その他		5
付 則			
この選択約款の実施期日		6
(別 表)			
1. 早収料金の算定方法		7
2. 料 金 表		8

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス温水床暖房システムの普及を通じ、当社の供給施設の効率的な使用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項の規定に基づき、近畿経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社はこの選択約款を変更し、近畿経済産業局長に届出ることがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款になります。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に配置した配管に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。(温風暖房を除く)
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (3) 「ミスト発生器」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機から供給される温水を浴室で噴霧する機器であって、浴室の壁または天井に固定されているものをいいます。
- (4) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事業所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (9) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

床暖房を以下のいずれかの条件で使用されるお客様で、この選択約款を希望される場合に適用いたします。

- ① 専用住宅で使用する場合。
- ② 併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合。

5. 契約の成立

- (1) お客様は、この選択約款を承諾のうえ、当社にこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。

- (2) 前項による申し込みがあった場合、当社が承諾をした時点をもって契約の成立といたします。この場合、当社は料金の適用開始日をお客様にお知らせいたします。
- (3) 契約の期間は次の期間といたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約の成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算日として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時に一般ガス供給約款にもとづく契約（以下、「一般契約」といいます。）を締結されたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合は、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不利用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客様がこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不利用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客様が当社とこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客様は、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して次項の早収期間内に支払いが行われる場合の料金（以下「早収料金」といいます。）を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3%割増したものを（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っています。

たきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については一般ガス供給約款の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款にもとづく契約の解消と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表にもとづく料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算出した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお調整料金の適用基準は、別表、1 (2) のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- (備考) 上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

56,250円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表 1.(2) に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が90,000円以上となった場合は90,000円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9673 \\ & \quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0358 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

9. 割引制度について

- (1) この選択約款を適用されているお客様で、①浴乾、②ガスコンロ、③ミスト発生器を所有し、季節に応じ日常にご利用のお客様に対しては、次の所有の組み合わせによって7(1)に定める早収料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを早収料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0m³の場合は割引の適用は行いません。

【割引額】

イ ミスト割引 (①、②、③のすべてを所有の場合)

$$\text{割引額} = 7(1) \text{に定める早収料金} \times 10 \text{パーセント (円未満切上げ)}$$

ロ 浴乾割引 (①、②のみを所有の場合)

$$\text{割引額} = 7(1) \text{に定める早収料金} \times 7 \text{パーセント (円未満切上げ)}$$

ハ コンロ割引 (②のみを所有の場合)

$$\text{割引額} = 7(1) \text{に定める早収料金} \times 3 \text{パーセント (円未満切上げ)}$$

- (2) 割引上限額は1契約1か月につき、2,160円(消費税等相当額を含みます。)といたします。割引額が2,160円を上回る場合は、2,160円といたします。

- (3) 割引制度の適用を希望されるお客様は、当社にお申し込みいただけます。

10. 精算について

4または9の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款に定める遅収料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

11. 設置確認について

- (1) 当社は床暖房・浴乾・ガスコンロ・ミスト発生器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降一般契約を適用いたします。

(2) 床暖房・浴乾・ガスコンロ・ミスト発生器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし解約日以降一般契約を適用いたします。

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款(以下「本選択約款」といいます。)は、平成28年4月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、平成28年3月31日まで家庭用ガス温水床暖房契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成28年4月1日以降本選択約款が適用されるお客様について、平成28年4月1日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算定式により算定いたします。

(算定式)

早収料金＝(イ) 旧選択約款適用期間の早収料金＋(ロ) 本選択約款適用期間の早収料金

(イ) 旧選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1/D＋旧選択約款8の規定により平成27年11月から平成28年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

(ロ) 本選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2/D＋本選択約款8の規定により平成27年11月から平成28年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

(備考)

D＝料金算定期間の日数（ただし、本供給約款に定める22(6)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式のDを30とする。）

D1＝Dのうち平成28年3月31日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち平成28年4月1日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量＝V×D1/D

V2＝本選択約款適用期間の使用量＝V－V1

注) 適用料金表は、旧選択約款の料金、本選択約款の料金とも使用量Vが別表第2の1の適用区分のいずれに該当するかによって判定いたします。

(別表)

1 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料

金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2 料金表

(1) 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が25立方メートルをこえる場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量が25立方メートルをこえ50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が50立方メートルをこえる場合に適用いたします。

なお、「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

(2) 料金表

①料金表A

イ) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	748.44円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	162.41円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

なお、平成28年4月1日から平成28年6月30日までに支払義務が発生するものについては、基準単位料金は下記といたします。

1立方メートルにつき	162.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

②料金表B

イ) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,057.15円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	110.07円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

なお、平成28年4月1日から平成28年6月30日までに支払義務が発生するものについては、基準単位料金は下記といたします。

1立方メートルにつき	109.86円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

③料金表C

イ) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	748.44円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	162.41円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

なお、平成28年4月1日から平成28年6月30日までに支払義務が発生するものについては、基準単位料金は下記といたします。

1立方メートルにつき	162.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たり

の単位料金とします。

④料金表D

イ) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,131.42円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	147.10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

なお、平成28年4月1日から平成28年6月30日までに支払義務が発生するものについては、基準単位料金は下記といたします。

1立方メートルにつき	146.89円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

⑤料金表E

イ) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,880.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	112.13円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

なお、平成28年4月1日から平成28年6月30日までに支払義務が発生するものについては、基準単位料金は下記といたします。

1立方メートルにつき	111.92円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。